あけぼの学童保育クラブ 利用規約

利用:	方法	通常放課後利用	学校長期休業期間利用	学校休校日利用・土曜日利用・お盆利用
入会	金		5,000(円/人) ^{※1}	_
利用時間	標準	月~金(下校後~18:00)	月~金(8:00~18:00)	(8:00~18:00)
	延長	月~金(18:00~19:00)	月~金 (7:30~8:00)、(18:00~19:00)	延長なし
保 育 ¾ (おやつ・	料 金 代含)	8,000(円/月) ^{※2}	(円/月) ※2 春休み 夏休み 冬休み 3月 4月 7月 8月 12月 1月 8,500 8,500 9,000 12,000 8,500 8,500	1,200(円/日) ^{※2}
延長	争金	300(円/日) ^{※2}	7:30~8:00 300(円/日) 18:00~19:00 300(円/日) ※2	_
利用!	申 込	申込不要 (欠席時、Web登録)	申込不要 (欠席時、Web登録)	利用日の1週間前までに申込要 (利用日6日前からのキャンセルは 保育料金を徴収します)
支	払	※1 入所前に口座引落し ※2 毎月10日(休日の場合は翌営業日)に口座引落し		
休業	日	①日曜日・②祝祭日・③年末年始(12/29~1/3)・④台風や大雪、災害、感染症等により小学校が臨時休校となった場合		

- (1)月極契約とは、年間を通して基本毎日の利用です。1年ごとの契約になりますので、途中退所はご遠慮ください。
- (2)就労の場合【 勤務の終了時間が午後4時以降で、かつ、週4日以上就労していること 】が申込の条件になります。
- (3) 障がいを有する児童については障がいの程度、症状などがそれぞれ異なるため、事前に十分な面接等を行い施設の環境状況や必要となる支援内容などを確認のうえで入所の可否を決定します。
- (4)学校長期休業期間とは、春・夏・冬休みを指します。学校休校日とは、学校行事による振替休日を指します。
- (5)土曜日利用の場合、保護者が双方とも、土曜日に就労している場合に利用可能です。就労証明書に土曜日の勤務も証明されていることが必要です。 土曜日の利用が承認された場合、両親ともに勤務の時のみ利用できます。ちなみに、産休中の利用はできません。
- (6)お盆利用の場合、土曜利用と同様に勤務を証明する書類が必要です。